

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

令和元年 11 月 12 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

## 第 1 請求の受理

### 1 請求の提出日

令和元年 9 月 17 日

### 2 請求の受理

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、これを令和元年 9 月 24 日に受理決定した。

## 第 2 監査請求の対象の特定

### 1 請求の内容

請求人作成の魚沼市職員措置請求書記載の「1 請求の要旨」及び「2 請求の内容」を原文のまま引用すると次のとおりである。

#### 1 請求の要旨

平成 31 年 4 月 25 日に通知された魚監第 4 号にて、第 5、監査の結果として「以前の勧告に対し、市が対策を講じてから、2 か月程度のため、当面、市長が行う対策の推移を見守ることとする」としたが、令和元年 6 月 19 日の一般質問において、その後何の対策も講じられていないことが明らかになった。

さらに、令和元年 9 月 13 日の一般質問でも、7 月 24 日から 29 日にかけて旧地権者と面会し再度催告を行ったが、その際催告状に 4. その他として「納入後、遅延損害金が発生する場合がありますので、ご承知おきください。」と

記載しただけで、起算点及び利率についての説明は無かったし、旧地権者からの同意は得られなかったことが明らかになったうえに、市長は裁判上の請求を今現在する気がないことが判明した。これは監査勧告を無視する行為と言わざるを得ない。

平成 31 年 2 月 25 日の魚沼市職員措置請求書は、「斎場建設瑕疵担保請求の現在の状況は、地方自治法（以下、「法」という。）ならびに魚沼市債権管理条例（以下、「条例」という。）に違反していることは明白であり、魚沼市長佐藤雅一の違法行為ならびに条例違反を監査委員は容認していると取られかねない。違法行為ならびに条例違反を是正する措置を講じろと勧告することを求める。」というものであり、監査委員の通知から何も対策を講じないことは、違法行為の継続であり、直ちに違法行為ならびに条例違反を是正する措置を講じろと勧告することを求める。

## 2 請求の内容

請求の要旨でも述べたが、平成 28 年 3 月 18 日に旧地権者への工事変更に伴う瑕疵担保請求額の減額通知と催告を行ったが、履行されなかった時点で直ちに法第 240 条第 2 項の規定、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない。」を講じなければならなかった。

市長はその後年一回の催告状を送るのみで、請求人が住民監査請求をし、監査結果で勧告されるまで何の措置も講じていなかったことは違法行為である。

また、魚沼市債権管理条例の第 7 条（強制執行等）にも違反している。

請求人が平成 30 年 11 月 20 日付で魚沼市職員措置請求書を提出し、監査の結果（平成 31 年 1 月 16 日付魚監第 55 号）の勧告の内容、「市長は、本件瑕疵担保請求について旧地権者に対し、履行を促すための対策を、平成 31 年 2 月 6 日までに講じることを勧告する。」に基づき、勧告に基づく対策について（平成 31 年 1 月 18 日付魚環第 325 号）により、平成 31 年 1 月 24 日、同 26 日、同 27 日、同 29 日に、小峯環境課長と横山環境対策室長 2 名で、旧地権者宅及び広神コミュニティセンターに出向き、旧地権者と面会により催告した後は、他に何の対策も講じていないことが、令和元年 6 月 19 日の一般質問で明らかになった。その答弁ではお盆前に再度催告を行うとした。

令和元年 7 月 24 日から 29 日にかけて、旧地権者に再度面会し催告を行ったが、催告状に「4. その他 納入後、遅延損害金が発生する場合がありますので、ご承知おきください。」と記載してあるだけで起算点、利率、現在までの

遅延損害金額等は表示も説明もなかったことが、9月13日の一般質問で明らかになった。さらに新たな対策として裁判上の請求をするかと問うたが、市長は現状のままで裁判上の請求はしないと明言した。これは監査勧告を無視する行為であり、監査委員としても看過できない由々しき問題であろう。

復命書を見ても、旧地権者は市の対応に疑問や不満があり、依然瑕疵担保請求の支払いには同意しておらず、このままでは回収できなくなり市の損害となりうることは明白である。

これまで、年1回の催告状の送付だけに留まり、一切の対策を講じてこなかったことは、市長佐藤雅一の怠慢、懈怠と言わざるを得ず、前回に引き続き半年後に同じ催告をしても、旧地権者から瑕疵担保請求分の弁償金を回収できる見込みは全くない。

現在の違法行為及び条例違反の是正を勧告し、瑕疵担保請求分の弁償金の回収に向けて、面会して催告などという生ぬるい手段でなく、直ちに裁判上の請求を行い、強制徴収の対策を講じるべきとの勧告を求める。

さらに、回収できない場合は、市長は市の損害である未収金2,709万1,290円を市に支払うよう勧告することを求める。」

なお、請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき電話で陳述及び証拠の提出の機会を設ける旨説明したが、請求人からは「特に改めての陳述及び新たな証拠はない。」との回答であった。

## 2 本件監査請求の対象

請求人の請求は、要するに、魚沼市が平成25年度に斎場建設用地として地権者から買い受けた土地に隠れた瑕疵があったとする民法第570条、第566条第2項に基づく瑕疵担保による損害賠償請求権に関して、魚沼市長において同請求権を法第249条第2項及び魚沼市債権管理条例（以下「条例」という。）第7条に基づき行使すべきところこれを行わず、もって違法に財産の管理を怠る事実該当するとして、

- ① 魚沼市長は直ちに裁判上の請求を行うべきとの勧告
- ② 損害の回復が得られない場合は、魚沼市長は魚沼市の損害2709万1290円を魚沼市に支払えとの勧告

をそれぞれ求めるものであり、これをもって本件監査請求の対象と捉えることができる。

## 第3 監査委員の判断

## 1 本件監査請求の適否について

- (1) 請求人は、斎場建設用地の売買の瑕疵担保に基づく損害賠償請求に関連して、先に平成30年11月20日付けの魚沼市職員措置請求（以下「第1次請求」という。）及び平成31年2月25日付けの魚沼市職員措置請求（以下「第2次請求」という。）をし、第1次請求については平成31年1月16日に、第2次請求については同年4月25日に、それぞれ監査結果が請求人に通知されている。

このような場合、監査の結果に対して不服があるとして同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないとされている（最高裁判所昭和62年2月20日第二小法廷判決、民集第41巻1号122頁）。

そこで、本件監査請求が従前の監査請求と同一の怠る事実を対象とするものかについて以下に検討する。

- (2) 第1次請求において、請求人は、本件監査請求と同一の斎場建設用地売買の対象となった土地についての隠れた瑕疵があったとする瑕疵担保責任に基づく売主に対する損害賠償請求権について、法第240条第2項及び条例第7条に基づく権利行使をしないことは違法に財産の管理を怠る事実と該当するとして、本件監査請求と同様の措置を求めた。これに対して、当監査委員は、平成31年1月16日付けで、「市長は、本件瑕疵担保請求について旧地権者に対し履行を促すための対策を、平成31年2月6日までに講ずることを勧告する。」との勧告をし、同日請求人に通知した。

第2次請求においては、魚沼市が第1次請求の監査結果に基づく勧告を受けて、旧地権者（売主）に面談して催告をしたが、これに対して請求人は、第1次請求と同様に法第240条第2項及び条例第7条に反して違法に財産の管理を怠ったとして、本件監査請求と同様の措置を求めた。これに対して当監査委員は、平成31年4月25日付けで第2次請求の理由がないとして請求を棄却し、同日請求人に通知した。

- (3) 上記第1次請求及び第2次請求は、いずれも魚沼市長が平成25年度に斎場建設用地として地権者（売主）から買い受けた土地に隠れた瑕疵があったとする民法第570条、第566条第2項に基づく瑕疵担保による損害賠償請求権に関して、魚沼市長において法第240条第2項及び条例第7条に反し違法に財産の管理を怠る事実があるとして、魚沼市長に対して、直ちに裁判上の請求をすること、及び損害の回復を得られない場合は魚沼市の損害2709万

1290 円を支払うことを勧告するよう求めるものである。これに対して本件監査請求の対象は前記第 2・2 のとおりであるから、結局、本件監査請求は第 1 次請求及び第 2 次請求と全く同一内容の監査請求であると言わざるをえない。

したがって、本件監査請求は、先に監査請求の対象とした財務会計上の怠る事実と同一の怠る事実を監査対象とするものであり、前記最高裁判所判決に照らして許されないと解するのが相当である。

## 2 結論

以上のとおり、本件監査請求は、その余の判断をするまでもなく不適法であるのでこれを却下する。